

## 特集(1) 新教育課程

# 男女必修家庭科スタート

### 高等学校教育課

#### 一 はじめに

高等学校学習指導要領の改訂は、

これからの社会の変化とそれに伴う

生徒の生活や意識の変容に配慮し、

生涯学習の基礎を培うという観

点に立って行われた。改訂の基本的

なねらいは、二十一世紀を目指し社

会の変化に自ら対応できる心豊かな

人間の育成を図ることであり、次の

基本方針が示された。

1 豊かな心をもち、たくましく生

きる人間の育成を図ること

2 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主

体的に対応できる能力の育成を重

視すること

3 国民として必要とされる基礎

的・基本的な内容を重視し、個性

を生かす教育の充実を図ること

4 国際理解を深め、我が国の文化

と伝統を尊重する態度の育成を重

視すること

家庭科については、これらの基本

方針を受け、従前の女子のみの必修

から、男女ともに必修の教科となっ

た。

これは経済社会の成熟化、情報化

国際化等の進展や女性の社会進出の

促進化等、今日の社会の急激な変化

が家庭生活にも大きな影響を与えて

おり、このような社会の変化に適切

に対応していくための資質・能力を

育成する上で、男女とも「家庭科」を履修することが求められるとの認識に基づくものである。

育成する上で、男女とも「家庭科」を履修することが求められるとの認識に基づくものである。

これらの中から、一科目四単位を男女ともにすべての生徒に履修させるよう改善がなされた。

#### 二 必修となつた経緯

臨時教育審議会第二次答申（昭和

六十二年十二月）において、家庭教

育の活性化の観点から学校教育における家庭科の改善について指摘があ

った。また教育課程審議会の答申（昭

和六十二年十二月）においても、各

学校段階に応じて家庭生活に関する

教育の充実を図ることが提言される

とともに、次のような改善の基本方

針が示された。

1 家庭を取り巻く環境や社会の変

化に対応することができる教育で

あること

2 男女が協力して家庭生活を築き

上げる能力を育てること

3 生活に必要な知識と技術を習得

させ、生活の処理能力を育てるこ

と

さらに、女子差別撤廃条約の批准

（昭和六十年六月）に対応するため

に、男女同一の教育課程を制度とし

て確保する視点からの検討も行われ

た。

これらの経緯を踏まえ高等学校学

習指導要領において、これまでの「家庭一般」に加え新たな科目として「生活技術」及び「生活一般」を設け、

#### 家庭科の改訂

履修単位	科目	履修方法	従前		改訂
			家庭一般	家庭一般	
四単位		修業女子のみ必修	すべての高 校生に必修	生活技術 から一科目 選択履修	
四単位		修業	家庭一般	生活一般	

#### 三 新しい家庭科教育の視点

1 家庭の在り方を考え、家庭生活は男女が協力して築いていくものであることを再認識されること

2 家庭が、子どもの成長・発達にとってきわめて重要な場であることを認識させること

3 充実した人生をおくるための生活の自立、福祉の心、自己実現を図ろうとする意欲的、創造的な態度を育てること

4 マスメディアを含めた様々な情報手段について認識させ、氾濫する